

新	旧
<p>第1条(適用範囲) <u>お客さまは、住信 SBI ネット銀行(以下「当社」といいます。)</u>とデビットカード取引を行う場合、およびデビットカード取引に付随して発生する事項については、この規定(以下「本規定」といいます。)<u>における下記条項のほか、別途定める各取引に係る規定(以下「各取引規定」といいます。)</u>に従うことに同意するものとします。</p>	<p>第1条(適用範囲) <u>本規定は、住信 SBI ネット銀行株式会社(以下「当社」といいます)が提供するデビットサービス(以下「本サービス」といい、次条において定義します)をご利用いただく際に適用されるものとし</u>ます。また、<u>売買取引等に付随して発生する事項についても、本規定が適用されるものとし</u>ます。</p>
<p>第6条の2(本人認証サービス) 3. カードの再発行で<u>デビットカード</u>番号が変更となった場合、認証情報は無効となります。この場合、会員は改めて本人認証サービスの設定を行うことにより、本人認証サービスが利用できるようになります。また、認証情報を失念した場合も、会員は改めて本人認証サービスの設定を行うことにより、本人認証サービスが利用できるようになります。</p>	<p>第6条の2(本人認証サービス) 3. カードの再発行で<u>会員</u>番号が変更となった場合、認証情報は無効となります。この場合、会員は改めて本人認証サービスの設定を行うことにより、本人認証サービスが利用できるようになります。また、認証情報を失念した場合も、会員は改めて本人認証サービスの設定を行うことにより、本人認証サービスが利用できるようになります。</p>
<p>第13条(債権の譲渡) 会員は、当社が会員に対して有する立替金に係る債権等を第三者に譲渡することについて、あらかじめ承諾するものとします。</p>	<p>第13条(債権の譲渡) 会員は、当社が会員に対して有する立替金に係る債権等を第三者に譲渡することについて、あらかじめ<u>異議なく</u>承諾するものとします。</p>
<p>第17条(不正使用) 1. 会員は、盗難、偽造・変造等によりデビットカードまたはデビットカード情報を第三者に不正使用された場合、当該不正使用に起因する一切の事項につき責任を負うものとします。 2. 前項の定めにかかわらず、第三者によるデビットカードまたはデビットカード情報の不正使用について、デビット盗難補償規定に定める条件を満たす場合は、デビット盗難補償規定が適用されるものとします。</p>	<p>第17条(不正使用) 1. 会員は、盗難、偽造・変造等によりデビットカードまたはデビットカード情報を第三者に不正使用された場合、当該不正使用に起因する一切の事項につき責任を負うものとします。 2. 前項の定めにかかわらず、第三者によるデビットカードまたはデビットカード情報の不正使用について、<u>デビットカード</u>盗難補償規定に定める条件を満たす場合は、<u>デビットカード</u>盗難補償規定が適用されるものとします。</p>
<p>第26条(本規定の変更等) <u>当社は、次の各号に該当する場合には、あらかじめ、効力発生日を定め、本規定を変更する旨、変更後の内容および効力発生日を、当社 WEB サイトにおいて公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で周知した上で、本規定を変更することができます。</u> (1)<u>変更の内容がお客さまの一般の利益に適合するとき。</u> (2)<u>変更の内容が、本規定に基づくお客さまと当社との契約の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。</u></p>	<p>第26条(サービス内容及び本規定の変更等) 1. サービス内容は当社の都合により、<u>事前の通知なく変更することがあります。</u> 2. 本規定は、当社の都合で変更することがあります。<u>規定変更日以降は変更後の規定に従うものとし、この変更によって生じた損害について当社は一切の責任を負いません。</u> 3. 前各項の改廃および変更について、当社は変更日・変更内容を当社 WEB サイト上に掲示することにより告知し、<u>変更日以降は変更後の内容により取扱うもの</u>とします。</p>

第27条(規定の準用)

本規定に定めのない事項については、銀行取引規定のほか、当社の他の規定、規則などすべて当社の定めるところによるものとします。当社の他の規定、規則などは当社WEBサイトへの掲示により告知します。

第27条(準拠法および合意管轄)

1. 本規定の準拠法は、日本法とします。
2. 本サービスに関して訴訟の必要が生じた場合には、当社本店の所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。